

## 次世代育成支援対策法に基づく行動計画

こまち農業協同組合

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日～平成34年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

平成29年 4月～ 妊娠を申し出た職員に対し、各種制度・手続等について説明

平成30年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

平成29年 4月～ 相談窓口の設置について検討

平成29年10月～ 相談員の研修

平成30年 4月～ 相談窓口の設置について各部署及び職員への周知

目標3：平成31年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

平成29年11月～ 職員へのアンケート調査

平成29年12月～ 部署毎に問題点の検討

平成31年 4月～ 職員への周知及びノー残業デーの実施

目標4：平成31年4月までに、年次有給休暇の取得日数を、3日以上とする。

<対策>

平成29年 5月～ 年次有給休暇の取得状況について実態調査

平成29年12月～ 部署毎に問題点の検討、年次有給休暇の取得計画の検討

平成31年 4月～ 部署毎に年次有給休暇の取得計画を作成、会議等で職員への周知、意識啓発を実施、取組の開始